

晴美台ナーサリー入園のしおり



— SENSHIN GROUP —

SINCE 1972

学校法人 泉新学園

小規模保育施設 晴美台ナーサリー

Tel 072-294-6440

Fax 072-291-6410

URL <https://www.harumidainursery.com/>



R6.3.1 改訂

1・晴美台ナーサリーの特色

■保育理念■

私たちは、“子どもたちの幸せ”を最優先に考え、生涯にわたる”生きる力“の礎となる「3つの感性」を育てます。

“命”の感性

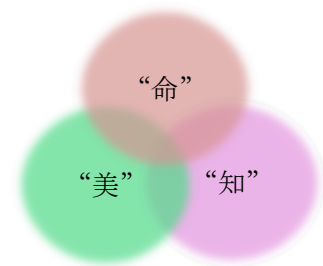
全ての命には限りがあり、だからこそ今の一瞬一瞬が大切であることを理解する感性

“美”の感性

美しいものを見て、素直に美しいと感じ、そうありたいと願う感性

“知”の感性

新たな出会いに好奇心を持ち、学び取ろうとする感性



■保育方針■

すこやかな心身と生きる力の素地を育みます。

■保育目標■

「見通しを持って」「見守り」「認める」ことを基本に、

- ① 「愛情」をかけ
- ② 「生活する力」を身に着け
- ③ 「すこやかな身体」
- ④ 「心と言葉」
- ⑤ 「自立と協調性」を育み
- ⑥ 「自己解決」できるお子さまを育てます

晴美台ナーサリーの特徴

特徴1 あふれんばかりの愛情を注ぐ

保護者や保育者が子どもたち一人ひとりにあふれんばかりの愛情をもって関わり、十分に認めることにより、子どもたちには自信と自己肯定感が芽生えます。まわりの大人に愛されているという自覚が自信となり、まわりの大人への基本的信頼感を育みます。そしてそれが土台となり、お友だちや他者へのいたわりの気持ちが芽生えます。晴美台ナーサリーでは、毎日の丁寧な保育の中で基本的な生活習慣を自然に身につけ、自分の言いたいことを言葉で伝え相手の言うことを理解できるよう、愛情をたっぷり注いで自立の心を育みます。

■ 抱きしめる

抱きしめることは愛情を伝える一番の方法です。肌の触れ合いを通して子どもたちに人の温もり、優しさや愛情を伝えます。人に愛されることを知り、人を愛し、また自分自身をも愛するようになって欲しいと願っています。子どもたち一人ひとりの気持ちをしっかりと受け止め、温かい愛情を持って慈しみながら関わります。

■ 認める

成長過程の子どもたちには「大事にされたい」「ほめて欲しい」「認めて欲しい」という欲求が内在しています。その時々の子どもの気持ちを、まずは無条件に許容し、個々の発達に応じて適切に働きかけることを大切にしていきます。

■ 優しい声でたくさん話しかける

まずは、子どもたちの言葉をそのまま返す（おうむ返しする）ことが、子どもたちを「認める」「受け入れる」第一歩です。そのことは、通常お母さんは赤ちゃんが生まれたときから自然に行っています。子どもと大人が見つめ合い、言葉をそのまま返すことから、他者との関わりの中で認められる喜びが生まれ、やがて自己肯定感が育つ段階へと成長していきます。優しい心地よい声でたくさん話しかけ言葉の発達を促します。

■ 褒める

何かができたとき、子どもたちは、「すごいでしょ！」と自信満々の笑顔になります。そんな時にまわりの大人たちが一緒に喜びほめることで、子どもたちには達成感が芽生えます。達成感は次への意欲となり、そして小さな成功体験の積み重ねが、確実に子どもたちの自信を育みます。私たちは、「ほめる」ことを大切にしていきます。

特徴2 基本的な生活習慣の確立・・・育児担当制

小学校に上がる頃には生活習慣が身について、子どもが主体的に動けるようになるためには、乳児期からの日々の積み重ねがとても大切です。子どもの中に良い習慣が形成されるためには、乳児期に大人が丁寧に関わっていくことが必要です。子どもは、日々の繰り返しによる反復学習によって生活習慣を獲得します。そのためには、「いつもと同じ流れ」のもと「いつもと同じ手順」で行うことが大切です。

■ 育児担当制とは

晴美台ナーサリーでは、子どもの保育や身の回りの世話を特定の保育者が受け持つ「育児担当制」を導入しています。1人の保育者が少人数の子どもを担当して保育を行うので、集団保育とは異なり信頼関係を構築しやすく、きめ細やかな保育で一人ひとりの育ちを支えることができるメリットがあります。いつも決まった保育者が世話をするので、子どもの情緒が安定します。「自分は愛されている」「何かあれば助けてもらえる」という基本的信頼感や自己肯定感を育てていくことが基礎になり、受け入れてもらいわがままも言えるという関係性の中で、子どもの内面を支えます。

■ 主体性が育つ

担当する保育者が子どもの発達段階や心理状態を把握して丁寧に接するので、きちんとした生活習慣を身につけやすくなります。やがて子どもたちは特定の保育者との愛着を基盤とした安心のもと、様々なものに働きかけ、活動やその範囲を広げていきます。「おもしろそう」「やってみたい」「じぶんでできる」といった、“主体的に物事に関わる意欲”が自然に育っていくのです。

特徴3 子どもの発達に応じたあそび

おもちゃは、発達援助のための重要なツールです。一人ひとりの子どもたちの発達段階を踏まえ、発達に必要な動作を促すおもちゃを用意しています。また、晴美台幼稚園の中に開園しているため、広い園庭、お散歩が楽しめる廊下や走り回ってあそべるホール、屋根がある砂場、大型滑り台があるアスレチックなど、他の小規模施設にはない大変恵まれた環境が揃っています。

◆思いっきりあそぶ

乳幼児期の子どもたちは毎日が「あそび」です。子どもたちは遊びのなかで育ちます。保育士やお友達との関わりを通して、たくさんのことに気づきます。遊びを通し、「感性・積極性・集中力・運動能力・協調性・意欲」などをバランスよく身につけ、年齢・月齢に合わせた遊びを十分に楽しみます。

1. 「自然」とあそぶ

雨の音、土のにおい、風の気配、鳥のさえずり、虫の声など、子どもたちのまわりにはたくさんの自然があります。また、季節ごとの空や雲、暑さ寒さも、ちょっとした言葉がけで子どもたちの好奇心を刺激します。子どもたちが感じた自然をご家庭でも味わっていただき、共に自然や環境への気づきを育みます。

2. 「お散歩」であそぶ

一人で歩けるようになった子どもたちは、じっとしてられません。もっと大きな世界を冒険したくなります。そんな時は、近くの公園までお散歩。広い公園で思いっきり身体を動かせば、きっとお腹はぺこぺこ…。「おかわり！」の声も聞こえてきます。

3. 「手や指先」をつかってあそぶ

「手は第二の脳」と言われるほど、脳の機能に関係しています。指先の能力は、知能だけでなく「心」や「性格」にも関わる基本的な能力です。つまむ・にぎる・ねじる・ひっぱるなど指先を使う遊びをすることで脳を刺激します。一人でお座りできるようになれば両手を使うことができるようになり、遊びはどんどん広がっていきます。指先の遊びをたっぷり経験させ、自立への土台を育みます。

4. 「からだ」をつかってあそぶ

自立には順番があります。「肉体的な自立」→「心の自立」→「知的な自立」の順にレベルアップしていきます。肉体的な自立を安定させる「手足の運動能力」をしっかりと育てることは、とても大切です。子どもたちの発達段階を基に、「這う・歩く・跳ぶ・のぼる・おりる・ぶら下がる・投げる・蹴る」などの遊びを十分に楽しみます。

5. 「目で見て」あそぶ

見る能力と指先の能力を同時に使うことで、「見る」から「観る」へと育ちます。これは、自立や感性の基盤となるとても大切な能力であり、「学ぶ力」や「思考力」とも深く関わっているとされています。子どもたちは元来自分の目で見て考えて行動する力を持っています。自由な空間と、満足のできる時間、適切な遊具や玩具などの環境を整えることで、「見て、考え、行動する力」を育てます。

◆土台をつくる

ご家庭とも連携を図り共通の生活する力を身につける事に努めます。普通のことができること、これは、人間として成長していくうえにおいてとても大切な素養（土台）となります。

以下の生活する力が身につくよう根気よく繰り返し関わっていきます。ご家庭でも、同様の生活する力を心がけていただけるようお願いいたします。

1. 生活する力

① あいさつ

- ・生活に必要な、簡単なあいさつができるように促します。「おはようございます」「こんにちは」「ありがとう」「ごめんなさい」など

② 返事

- ・名前を呼ばれると「はい」と返事ができる。

③ くつをそろえる

- ・靴を脱いだら、両手で揃えて自分の靴箱に入れる。

2. 基本的生活習慣の確立

① 食事

- ・登園前に家で必ず朝食を食べる。
- ・食べる喜びを味わい、みんなと一緒に楽しく食事をする。
- ・よく噛んで食べる。
- ・なるべく好き嫌いをなくす。
- ・食材に対する知識や関心を高める。(食育を実施します)

② 排泄

- ・毎朝の排便習慣を身につける。
- ・トイレでの排泄に関心を持つ。
- ・トイレでの排泄ができるようになる。

③ 睡眠

- ・早寝早起きの習慣を身につける。(子どもは午睡とは別に 11 時間眠ることが大切です。)

④ 衣服の着脱

- ・衣類の着脱に関心を持つ。
- ・自分で着脱をしてみようとする。

⑤ 清潔

- ・手洗い・うがい・洗顔・鼻かみをする。

⑥ お手伝い

- ・あそんだ後には、使ったおもちゃの後片付けができる。

3. 五感を磨く

「視覚・聴覚・触覚・味覚・臭覚」を刺激し、行動を引き出すことは、乳幼児期にはとても大切です。「みる・きく・さわる」を中心に五感に働きかけることで、自ら進んで「挑戦してみたい」という気持ちを引き出します。こうした体験は、記憶に定着しやすく、また得た経験を次に繋げることができます。

① 視覚

- ・乳幼児は、人の顔を好み、「目」のような丸い物体をじっと見つめます。また、目を合わせて感情を共有します。お子様の視覚を刺激し、手を伸ばしたり目的のところまで歩いたりする筋肉運動を促すとともに、目で見て、手でさわって外の世界との接点と知識を増やします。

② 聴覚

- ・乳幼児は、人の声、特にお母さんの声に反応します。保育者が抑揚のある優しい言葉掛けを心がけることで、コミュニケーションの素地を育てます。

③ 触覚

- ・お子さまは、不安になったときに信頼できる人にしがみついたり、抱っこしてもらったりすると不安がなくなり、安心してやる気が出てきます。このような愛着関係をしっかり築きます。

④ 味覚

- ・味覚が分かるのは、舌の表面の感覚器（味蕾）が刺激されるためです。食材の持つ本来の味や特徴、舌触りなどを体験します。

⑤ 臭覚

- ・自然の中にあるかおりや、ご飯のかおり等、生活の中にあるさまざまなかおりを体験します。

2・保育内容

0歳児

「みる・きく・さわる」感覚を中心としたあそびの中で、保育士との十分な結びつきを育てます。安定した関わりが子ども達の心と身体の成長を助けます。0歳児の心身の発達は著しく、心や体の発達を司っているところを刺激することで、子ども達の可能性を引き出します。

1歳児

つかまり立ちからひとり歩きへと運動機能が活発になる時期です。室内、園外活動共に十分に活動できる環境を整えていきます。また、経験により自分とは別の「外の世界」への理解を育てます。

2歳児

身体機能が充実し、ことばへの関心が強くなる時期であり、社会的な行動が発達しはじめます。友だちや大人の行動を模倣したいという気持ちを「ごっこあそび」や「身のまわりの事」等で満たし育てます。

3・保育園の概要&諸規則

1. 定員

- ・19名(0歳児~2歳児) (0歳 3人 1歳 7人 2歳 9人)

2. 保育時間等

1) 開園時間: 月曜日から土曜日の7時00分~19時00分
日曜日、祝日の7時00分~18時00分(休日保育の利用認定を受けた方のみ利用できます)

2) 延長保育

- ・朝延長保育: 7時00分~7時30分(短時間/標準時間の方は料金¥500/1回)
7時30分~8時30分(短時間/¥200/1回)
- ・通常保育: 7時30分~18時30分(標準時間認定の方:11時間)
8時30分~16時30分(短時間認定の方:8時間)
- ・延長保育: 16時30分~18時30分(短時間/¥200/1回)
18時30分~19時00分(短時間/標準時間の方は料金¥500/1回)

3) 休園日 12月29日~1月3日

- (注1) 朝延長保育・延長保育をご希望される場合には、事前にお申し出ください。ただし、保護者さまのお仕事がお休みの日は原則通常保育の預かりとなります。
- (注2) 欠席・遅刻・早退・延長保育希望の場合は午前9時までに園にご連絡ください。病欠の場合は合わせて症状もお知らせください。
- (注3) 環境事項(保護者さまの勤務先・勤務時間・住所・電話番号・家族構成等)に変更が生じた場合には必ず園にお知らせください。
- (注4) 産休・育休に入る場合には分かった時点で必ず園にお知らせください。
- (注5) 退園または転園する場合は、判明した時点で必ず園にお知らせください。

3. 費用について

- ① 保育料・・・各役所で認定を受けた保育料を収めてください。
- ② 延長保育料・・・上記「2. 保育時間 2) 延長保育」に同じ。

- ・朝延長保育: 7時00分~7時30分(短時間/標準時間の方は料金¥500/1回)
7時30分~8時30分(短時間/¥200/1回)
- ・延長保育: 16時30分~18時30分(短時間/¥200/1回)
18時30分~19時00分(短時間/標準時間の方は料金¥500/1回)

- ③ 用品代・・・カラー帽子 1,050円(うさぎ組のみ)

4. 登降園

- ・登降園については、保護者さま各自で責任を持ち、事故のないようお気をつけください。
- ・駐車スペースには台数に限りがあります。お車での送迎の際は健やかに移動のご協力をお願いします。
- ・原則毎朝ご家庭で検温し、熱が37.5℃以上あるときや咳や嘔吐など身体に異常があるときは、ご家庭で過ごすようにしてください。
- ・保育中に体調が悪くなった場合には、園より保護者さまにご連絡、ご相談のうえ対処いたします。お子さまの状態によっては通常より早めのお迎えをお願いする場合があります。
- ・登園時には、お子さまに食べ物やおもちゃ、お金などを持たせないでください。
- ・送迎については、事前に送迎予定者全ての氏名と顔写真のご提出をお願いいたします。登録者以外の方にお子さまを引き渡すことはいたしません。
- ・登録者以外の方がお迎えに来られる場合には、必ず事前に園にご連絡ください。
- ・朝食は乳幼児期の正常な発育に不可欠ですので、必ずご家庭で毎日朝食を摂るようお願いいたします。また、できるかぎり登園前に排便を済ます習慣をつけてください。

5. 自然災害に関する危機への対応

① 地震発生時

- ・園の所在地において震度6弱以上の地震が発生した場合は、保育を実施しません。保育中に発令された場合は速やかにお迎えに来てください。震度5以下の場合は、基本保育を実施しますが、施設の被害状況や職員体制、公共交通機関の運行状況によっては保育を見合わせる場合があります。

② 気象庁（大阪管区气象台）から「堺市」に警報が発令された時

- ・午前7時の時点で泉州地方に暴風警報・大雨特別警報のいずれかが発令されており、継続することが予測される場合は安全のため保育を行いません。ご家庭での保育をお願いします。
- ・警報が解除された場合には解除の時間、施設の被害状況及び職員体制の確保（公共交通機関の運行状況）、給食の提供の可否を判断し保育体制が整い次第開園いたします。ただし、通常保育に戻るまでは家庭保をお願いします場合があります。園から配信するルクミー「おたより」でご確認ください。
- ・開園中に「暴風警報・特別警報（暴風・大雨など）」が発令された場合は、周囲の状況を確認して、お子さまをお迎えに来てください。また、開園間もなく警報の発令が予想される場合は、お子さまをお預かりできない場合もあります。

※特別警報、暴風警報、大雨警報が保育中に発令されることが予想される場合は、あらかじめ家庭保育をお願いします場合があります。

※警報や避難情報の解除、公共交通機関の運行再開となった場合、施設の被害状況及び安全確保、職員体制、給食等の提供可否などを勘案し、体制が整い次第保育を開始いたします。

※災害時には、保護者さまからの電話によるお問合せが殺到し、対応が困難になることが予測されるため、保護者さまへのルクミー「おたより」でお知らせいたします。

6. 服装・持ち物

- ・服装・・・動きや活動を妨げず、着脱しやすく清潔な衣類を着用してください。
- ・寒くなりましたら床暖房やエアコンを使用するため、教室内は寒くありません。裏起毛などの服は熱くなり過ぎてしまうため、着用しないようにしてください。

※年齢別「服装・持ち物リスト」のページをご確認ください。

7. 一日の流れ

時間帯	活動内容
7：00～8：30	開園・朝延長保育 順次登園 視診・おむつ交換及び排泄
8：30～	室内自由遊び、おむつ交換及び排泄
9：15～	朝のおやつ
9：40～	主活動
10：45～	おむつ交換及び排泄・昼食準備
①11：00～ ②11：30～	昼食（後期食までは10：35～）
11：30～14：00	午睡
14：15～	おむつ交換及び排泄 午後のおやつ
～18：30	お帰り準備・順次降園
18：30～19：00	延長保育
19：00	閉園

8. 年間予定

4月	入園式	10月	保育参加 ハロウィン
5月	こどもの日	11月	電話懇談
6月	水あそび 保護者会	12月	おもちつき クリスマス会
7月	水あそび 個人懇談会	1月	
8月	水あそび	2月	個人懇談会
9月	親子ふれあいDay！	3月	ひなまつり 巣立ちの会 クラス会

9. 給食・おやつ・食育

当園では、法人専属の栄養士のもと、調理担当者が子どもたちの健やかな成長を願い、愛情を込めて毎日給食やおやつを手づくりします。基本的には、和食の栄養バランスに優れた献立です。

子どもたちの健康と味覚の成長を促すため、味付けは薄味を心がけます。

食事は、完食することよりも「おいしい」「たのしい」を優先し、子どもの「自分で食べたい」という思いを応援しながら適切な援助を行います。また、0歳児クラスは半つき米、1歳児クラスは1月から主食に玄米を少しずつ加え、2歳児からは柔らかくふっくら炊き上げた玄米が主食になります。

1) 給食・食育の目標

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| ①乳幼児期の子どもの健康な身体を育む。 | ⑥嗅覚を育む。 |
| ②食に対する興味・関心を育む。 | ⑦咀嚼（そしゃく）する力を育む。 |
| ③食に対する感謝の気持ちを育む。 | ⑧なるべく好き嫌いをなくす。 |
| ④食欲を育む。 | ⑨楽しく食べる習慣を身につける。 |
| ⑤味覚を育む。 | ⑩基本的な生活習慣を確立し、食作法を身につける。 |

2) 離乳食について

噛むこと（咀嚼）は健やかな身体づくりに重要な要素です。よく噛まない子どもは、あごの力が育たず、内臓に負担をかけるとともに、将来大食いになりやすいと言われています。離乳食のときから、それぞれの子どものに合った調理をすることで、よく噛んで食べる習慣を育みます。

健康と味覚を育むため、基本的に10カ月まではほとんど味付けをせず、子どもたちは食材本来の豊かな味わいを自然に覚えていきます。

1歳児までは、同じ食材が繰り返さないよう配慮いたします。

3) 食物アレルギーの対応について

近年、食物アレルギーをもつ子どもが増えています。アレルギーや持病については、入園時に保護者さまより詳細情報をご提供いただき（医師の診断書の提示を求めます）、園と相談のうえ、食物アレルギー対応給食が必要な場合は、集団給食のなかで可能な範囲の除去食を用意させていただきます。

症状によっては、園内での対応が困難な場合もありますが、その際は個々にご相談いたします。

4) その他

- ① 午前9時15分ごろに1歳以上の子どもには果物、豆乳、市販菓子のおやつを提供します。
例・・(月)豆乳 (火)市販菓子 (水)果物 (木)市販菓子 (金)果物 (土)豆乳
※変更する場合は、事前にルクミーアプリ園からの「おたより」にてお知らせします。
- ② 午後2時30分ごろに後期食・完了食はおじや、乳児食の子どもには塩おむすびのおやつを提供します。

10. 病気・与薬・予防接種について

- ①毎日のお子さまの体調変化にはご家庭でも十分気を配ってください。
- ②お子さまの体調がすぐれないときには、園への欠席連絡とともに早めに医師の診察を受け、回復するまでご家庭で療養してください。
- ③主治医の診察を受ける時には、お子さまが現在〇〇時から〇〇時までナーサリーに在園していること、及びナーサリーでは原則として薬の使用ができない旨をお伝えのうえ、なるべく朝・夕の2回の与薬で済むよう、主治医にご相談ください。
- ④下記感染症の場合は登園できません。園指定の「感染症に関わる登園に関する意見書」の提出をお願いいたします。
 - ・麻疹
 - ・風疹
 - ・水ぼうそう
 - ・帯状疱疹（水痘帯状ヘルペス）
 - ・流行性耳下腺炎（おたふく風邪）
 - ・百日咳
 - ・インフルエンザ（鳥インフルエンザ(H5N1)を除く）
 - ・新型コロナウイルス感染症
 - ・咽頭結膜熱（プール熱）
 - ・流行性結膜炎（はやり目）
 - ・結核
 - ・腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 など）
 - ・急性出血性結膜炎
 - ・侵襲性髄膜炎菌感染症
 - ・RSウイルス感染症

※「感染症に関わる登園に関する意見書」は20ページをご確認ください。

※「登園の目安」は21～22ページをご確認ください。

※「SIDS（乳幼児突然死症候群）」については、23ページをご確認ください。

⑤薬の受け渡し

- 1) 与薬については、原則保育士は与薬行為を行いません。必要な場合は保護者さまにご登園いただきお願いするものですが、やむを得ない場合には、保護者と園側で話し合いの上、担当者が保護者に代わり与薬いたします。
- 2) その際は、安全確保と事故防止のため、園指定の「与薬依頼書」と「処方箋」をご提出いただきます。薬の「受取り」は必ず「手渡し」で行います。かばんの中での保管は、誤飲事故につながりますので厳禁とします。
- 3) 薬はお子様を診察した医師が処方し調剤したもの、またはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りです。市販薬及び保護者の個人的な判断で持参した薬は、晴美台ナーサリーでは与薬できません。

11. その他

- ① 毎月「園だより」「クラス便り」「健康だより（随時）」を発行し、当該月のクラスの様子・子育て情報などをお届けいたします。ルクミーにて、毎日の活動の様子とその日の給食の写真を配信しますのでご覧ください。
- ② 個人情報については、適正な取り扱いを厳守いたします。ホームページ上で個人情報を掲載することはありませんが、活動記録の写真を掲載する際、園児の顔が特定できるような場合には、必ず事前に保護者さまの了承を得るよういたします。
- ③ 子どもたちが長い時間に渡り集団で生活する場所では、一人ひとりの健康と安全の確保はもとより、集団の健康と安全を保障しなければいけません。晴美台ナーサリーでは、清潔で衛生的な環境を整えています。

4・安全対策

当園では、以下の安全対策を実施します。

1. 不審者対策

1) お迎え

入園時にご登録いただいた送迎者以外の方には決して園児をお引渡ししません。

園児のお迎えを代理の方に依頼される場合には、保護者より事前の連絡が必要となります。

2) 不審者情報

当園では他機関とも連携し、地域の不審者情報の収集に努めています。同時に、保護者の皆さまからも情報を収集し、関係者全員で情報を共有します。

3) 不審者侵入防止訓練

年に2回不審者侵入防止訓練を実施します。園児の安全を守るための避難経路確保、不審者撃退、通報等の訓練を職員全員で行います。

2. 災害対策

1) 防災計画

保育園の防災計画を管轄消防署に提出しています。年間防災計画は毎年4月に策定します。

2) 避難訓練

火災、及び地震を想定して毎月1回、年1回避難訓練を実施します。堺市指導による防災訓練を年1回実施し、通報訓練等も行います。

3) 自衛消防組織

提出済の「消防計画」に基づき、防火管理者を隊長とした自衛消防組織の編成を行います。防火管理者は園が選任し、園内に氏名を掲示しています。

4) 防火管理者業務

① 避難訓練年間計画に基づき、毎月の避難訓練の計画を策定します。

② 避難訓練実施の結果を記録、保存します。

③ 日常の安全点検を実施し、職員へ指示を出します。

- ・ 家具等は転倒防止策を講じる。
- ・ 棚は重いものを下に収納し、重心を低くする。
- ・ 棚等に収納されたものが落下しないように策を講じる。
- ・ 燃えやすいものを撤去する。

④ 年に2回自主点検し、「自主点検チェックリスト」へ記入します。

⑤ 非常持ち出し品（避難リュック）、非常備蓄品、防災準備品の点検を毎年4月に実施し、園外保育実施前にも確認します。

⑥ 毎月以下の安全点検を実施します。

● 非常備蓄品

懐中電灯 飲料水 粉ミルク オムツ 食料品 非常時用トイレ

● 防災準備品

消火器 バケツ 汲置きした水 靴 シート 避難車

救急箱 携帯電話 金槌 のこぎり スコップ 乳児用防災頭巾

⑦ 防災管理に関する要望や意見を各家庭や近隣住民より収集し協力体制を築きます。

3. 事故防止

保育士は定期安全点検を実施し事故防止に備えます。まず、点検の対象となる建物、設備、整理棚など対象物ごとに点検すべき事項を検討して「設備点検チェックリスト」を作成し、職員全員で毎月1回点検を行います。これにより、点検漏れを防ぐとともに、潜在危険を生じやすい設備・備品等に気づき、事故防止を徹底します。

4. 事故発生時

1) ケガ、事故発生時対応マニュアル

ケガ、事故が発生した場合に、迅速かつ適切な対応が行えるよう、園長をはじめ保育士全員が共通認識をもち、普段から対応できるようにするためのフローチャートを作成しています。

2) 報告・判断・説明

ケガ、事故発生時には、直ちに応急手当を実施すると同時に、報告・連絡を行い、ケガの状態・程度・部位により医療機関を受診する必要性の有無の判断を的確に行います。

医療機関受診時は、必ず保護者の方にも付き添いをお願いいたします。また、場合によってはご家庭から医療機関の受診をお願いする場合があります。

ケガの大小に関わらず、お迎え時には詳しい説明と報告を行います。

3) 事故記録簿

実際に事故が起きた場合には、経緯・対応・処置・発生状況・受診記録・改善策を詳細に記録し、これらの記録を基に、事故防止、安全対策について再検討し、以後の事故防止に努めます。

4) 安全教育

安全に行動する態度・習慣・知識の育成を「日常の保育計画」に盛り込み計画的に行います。年齢や発達段階に応じて、「自身を守る」ために必要な判断力・体力・瞬発力・調整力等を養うのに有効な遊び方、生活の仕方を工夫した保育を実践します。

5・衛生管理

当園では、以下の衛生管理を実施します。

1. 児童の保健衛生

1) 登園時

- ・視診 : 顔色、体調、表情等の健康状態を観察します。
- ・口頭確認 : 保護者さまに家庭での様子を口頭で確認します。
- ・連絡帳 : 家庭での前日からの様子を確認します。
- ・検温 : 検温も含め園において子どもの体調を観察します。
- ・爪 : 爪が伸びていたら、保護者さまに切っていただくようお願いいたします。

2) 保育中

- ・睡眠中 : 目、顔（目や顔の表情）や呼吸の状態を観察します。午睡中の乳児、授乳後、風邪症状が見られる時には、特に細かく観察します。
- ・食事中 : 食欲の有無などから健康状態を観察把握します。咀嚼（かむ）や嚥下（飲み込む）が上手くない状況が認められる場合には、家庭とも連絡を図りながら問題を改善していきます。

3) 身体測定

- ・実施回数 : 毎月身長・体重を測定し記録します。頭位は年3回測定し記録します。
- ・実施結果 : 保護者さまが発育状況を把握できるよう、ルクミー連絡帳にて測定結果をお知らせします。

2. 施設の保健衛生

1) 厨房の衛生管理

「衛生管理点検表」「検食簿」を毎日記録し、調理師の服装チェック及び食材の温度チェックを行います。
「取り扱い点検簿」は食材搬入時に記録します。

2) 消毒

園が定める以下8項目の「消毒方法」を遵守し、施設の消毒及び清掃を行います。

手洗い 室内 調理器具 備品 食器類 リネン 厨房 トイレ

3) 衛生点検

「衛生点検チェックリスト」に基づいて、園の消毒及び清掃、児童衛生環境整備などの自主点検を年に2回実施します。

3. 感染症対応

当園では、厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき感染症対応を行います。

1) 早期発見

- ・早期発見 : 日頃から健康診断や観察により子どもの状態について正常時の状態を把握し、異常を早期発見します。
- ・確認時 : 感染症の疑いがあれば、嘱託医に相談したうえ保護者さまにご連絡いたします。

2) 感染症の発生時

- ・保護者さまからの連絡 : 医師より「感染症」と診断された場合は、保護者さまより園へ速やかにご連絡ください。保護者さまからご連絡を受けた後、園では迅速に以下の対応をします。
 - ① 「発症状況」と「病気情報」を掲示する。
 - ② 必要に応じて、ルクミー「おたより」にて全保護者さまに通知いたします。

3) 登園の再開 : 医師のサインが入った「治癒証明意見書」の提出をもって登園の再開となります。

4) 感染症への配慮

- ・施設衛生管理　：施設の定期的な衛生管理（前述）を実施します。
- ・調理　　：調理工程等における重要管理事項を定めた大量調理施設衛生管理指針を遵守します。
- ・研修　　：調理師は食品の衛生管理に関する研修に積極的に参加します。
- ・検便　　：調理師は毎月、調乳担当保育士は毎月実施します。
- ・手洗い　：児童及び職員全員に対して手洗いを徹底します。アルコール消毒のポンプも常設します。

6・苦情処理

当園では、保護者の皆さまから寄せられた苦情について、適切に対応し、誠心誠意その解決にあたります。苦情内容及びその解決については、個人情報に関するものや申込者が拒否された場合を除き、法人のホームページに公表し、保育園の更なる改善に役立てます。

当園では、社会福祉法人法第82条の規定により、保護者の皆さまからの苦情に適切に対応すべく下記「苦情処理体制」を整えています。

本園への苦情・ご要望等は保育園職員までご遠慮なくお申し付けください。

1. 苦情処理体制

- ・苦情解決責任者：施設長
- ・苦情受付担当者：保育士
- ・第三者委員：社会保険労務士法人あつた労務代表 尾崎良忠
：一般社団法人第三者評価機構代表 丹野壮治

2. 苦情処理の方法

1) 苦情の受付

保護者さまからの苦情については、面接・電話・書面・e-メールなどの方法により、苦情受付担当者が受け付けます。また、第三者委員へ直接苦情をご連絡いただくことも可能です。

2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情については、苦情解決責任者、及び第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、その解決に努めます。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

尚、第三者委員の立会いによる話し合いは次のように行います。

- ① 第三者委員の立会いによる苦情内容の確認
- ② 第三者委員による解決案の調整・助言
- ③ 話し合いの結果や改善事項等の確認

※苦情解決公表フォーム（例）

受付日	令和5年4月10日（金）
受付担当者	クラス担任 ⇒ 苦情受付担当 ⇒ 施設長
分類 (複数回答可)	<input type="checkbox"/> ①職員の対応 / <input checked="" type="checkbox"/> ②ケガ・病気 / <input type="checkbox"/> ③給食・保健衛生 <input type="checkbox"/> ④設備・備品 / <input type="checkbox"/> ⑤行事 / <input type="checkbox"/> ⑥その他
具体的内容	園児が他の園児にかみつかれたことへの苦情
要望	園児同士のかみつきが二度と起きないように監督してほしい。かみついた園児の保護者に謝罪してほしい。
経過及び結果	主任、施設長に報告、相談を行った。主任がかみついた園児の保護者と話し、経緯及び事実確認を行ったところ、かみついた園児に非がある旨、確認された。施設長よりかみつかれた園児の保護者に説明及び謝罪を行い、後日かみついた保護者より直接謝罪を行い、両者和解した。
改善策	職員会議に議題としてあげ、以下の改善策を実行することとした。 1. かみつ癖のある園児を言葉で諭す。 2. 職員が更に見守り、未然防止に努める。 3. 他の園児に危害を加えた記録を残す。

7. 服装・持ち物リスト (0~2歳)

1. 服装は自由です。

- *汚れてもいいもの（絵の具やクレパスを使った活動をします）
- *着脱しやすいもの（年齢や月齢に応じてご用意ください）
- *身丈にあったもの（裾や袖が長すぎないように）
- *気温の変化に合わせて調整しやすいもの
- *生後6ヶ月を過ぎたら、下着はロンパース以外のものをご用意ください

2. 靴を選ぶ際には下記のことにご注意ください。

- *軽いもの
- *足首までしっかり固定できるもの（サンダル、ブーツは不可）
- *お子さまの甲や足幅にあったもの
- *一人で着脱できるもの（年齢や月齢に応じてご用意ください）

3. 活動帽子は、いつも清潔なものを被らせましょう。（1・2歳児）

4. 名札は、必ずカバンにつけてください。

5. 衣替えは6月、10月ですが、服装（長袖、半袖）は気温に応じて各自調節してください。

6. 気候に応じて防寒着を着用しても結構ですが、フードやひもなどが付いていないものをご用意ください。

7. 下記の三点にご注意ください。

- ・活動は裸足で行いますので、タイツは履かせないでください。
※教室内は暖房して温度調節をしております。また、スパッツ等重ね着が多いと排泄がしにくくなります。

持ち物

1. 園に不必要な物、失くして困る物、名前の書けない物は持たせないでください。

（おもちゃ、あそびキーホルダー、シール、カード、キャラクターティッシュ等）

2. 持ち物、服（下着・靴下・外靴）には全て必ず名前を記入してください。（平仮名・フルネーム）頂いた物でも名前を必ず書き直してください。園での紛失物については弁償できませんのでご了承ください。

3. クリアケースは、おたよりなど大切なものを入れて持ち帰りますので、お家からの連絡物が無い日でも毎日カバンに入れてきてください。また、お子さまが帰られましたら必ず中身をご確認ください。ご家庭からの提出物もこのクリアケースに入れて持たせてください。

【0歳児】

準備物	数量	備考	毎日の持ち物
帽子	1	かぶりやすいもの（必要に応じて）	○
クリアケース	園指定	入園時にお渡しします。	○
お昼寝用 バスタオル	2枚	バスタオルはお預かりして週末に持ち帰ります。寒い時期は温かいものをご準備ください。	週明け
コップ	1個	9か月になり後期食が始まったら、巾着袋に入れて持たせてください。	○
ガーゼ	2枚	ミルクを飲むときに使用します。 （月齢に応じて）	○
上着 着替え ズボン 肌着	各3枚 ずつ	季節や体に合った活動しやすいもの。肌着はできるだけ綿100%のものをご用意ください。 ※6か月からは、ロンパースではなく <u>上下別のもの</u> を用意してください。	○
靴下	1足	必要な時期にお知らせします。 名前を記入してください。	○
靴	1足		○
手拭きタオル	2枚		○
紙おむつ	7枚	履き替えます。 （後ろに記名をしてください）	○
ヒップマット	1枚	おむつ交換時にお尻の下に敷いて使用します。 （大きくマジックで記名してください）	○
おしりふき	1個	残り少なくなったらお知らせしますので、新しい物に記名をして持たせてください。	
ビニールの エプロン	1～2枚	初期食が始まったら持たせてください。 後期食からは、2枚用意してください。	○
スタイ	4枚	よだれが多い方は多めに持たせてください。	○

【1歳児】

準備物	数量	備考	毎日の持ち物
活動帽子	1	入園時にお渡しします。	○
クリアケース	園指定	入園時にお渡しします。	○
お昼寝用 バスタオル	2枚	バスタオルはお預かりして週末に持ち帰ります。寒い時期は温かいものをご準備ください。	週明け
コップ	1個	巾着袋に入れてください。	○
手拭きタオル	2枚	紐付きのものをご用意ください。	○
ビニールの エプロン	2枚	給食・おやつで使用します。（ポケット付き）	○

上着 着替え ズボン 肌着	各3枚 ずつ	季節や体に合った活動しやすいもので、上下別のものをご用意ください。 (ロンパースは不可です)	○
靴下	1足	名前を記入してください。	○
靴	1足	足に合った着脱しやすいものをご用意ください。 (サンダル、ブーツは不可です)	○
紙おむつ	7枚	履き替えます。(後ろに記名してください)	○
ヒップマット	1枚	おむつ交換時にお尻の下に敷いて使用します。 (大きくマジックで記名してください)	○
お尻拭き	1個	残り少なくなったらお知らせしますので、新しい物に記名をして持たせてください。	

【2歳児】

準備物	数量	備考	毎日の持ち物
活動帽子	1	入園時にお渡しします。	○
クリアケース	園指定	入園時にお渡しします。	○
お昼寝用 バスタオル	2枚	バスタオルはお預かりして週末に持ち帰ります。 寒い時期は温かいものをご準備ください。	週明け
コップ	1個	巾着袋に入れてください。	○
手拭きタオル	2枚	紐付きのものをご用意ください。	○
ビニールの エプロン	2枚	給食・おやつで使用します。(ポケット付き)	○
上着 着替え ズボン 肌着	各2枚 ずつ	季節や体に合った活動しやすいもので、上下別のものをご用意ください。 (ロンパースは不可です)	○
靴下	1足	名前を記入してください。	○
靴	1足	足に合ったものをご用意ください。	○
紙おむつ	5枚	履き替えます。(後ろに記名してください)	○
ヒップマット	1枚	おむつ交換時にお尻の下に敷いて使用します。 (大きくマジックで記名してください)	○
お尻拭き	1個	残り少なくなったらお知らせしますので、新しい物に記名をして持たせてください。	

※活動帽子、手拭きタオル、コップ、食事エプロン、着替え、ヒップマットは毎日持ち帰ります。翌日洗ったものを持たせてください。

※週末には午睡用バスタオルを持ち帰ります。洗濯したものを週明けに持たせてください。

※昼食時のお茶や水分補給時は園で用意したものを飲みます。

ナーサリーのお茶は厨房で作り、やかんで配茶しています。

※給食セットは必要ありません。給食室が用意したスプーンを使います。

感染症に関わる登園に関する意見書について（依頼）

平素は、晴美台ナーサリーの子どもたちの健康、安全にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。ご多忙の中、誠に恐縮ですが、下記の園児の疾患について、意見書欄に記入の上保護者にお渡しくださいますよう、よろしくお願いいたします。

晴美台ナーサリーは、乳児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症や集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、意見書の記入をお願いいたします。

晴美台ナーサリー 施設長 宛

感染症に関わる登園に関する意見書

施設名 晴美台ナーサリー

園児名

※保護者の方で園児名を記入してください

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則第19条及び「保育所感染症対策ガイドライン」に基づき、療養を指示していましたが、症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので、

年 月 日以降の登園が可能であると判断します。

（病名）（該当疾患に☑をお願いします）

- 麻疹 風疹 アデノウィルス感染症（咽頭結膜炎・流行性結膜炎）
- 百日咳 インフルエンザ（A型・B型・不明） 新型コロナウイルス感染症
- 結核 RSウィルス感染症 水痘・帯状疱疹 流行性耳下腺炎
- 腸管出血性大腸菌感染症 急性出血性結膜炎 侵襲性髄膜炎菌感染症

年 月 日

医療機関：

診察医師：

お子さまのかかりやすい病気と登園の日安

病名	主要症状	潜伏期間	出席停止期間
麻疹	咳・くしゃみ・涙目・発疹・コプリック斑（口腔内に白い斑点）	8～12日	解熱後3日を経過するまで
風疹	発疹・頸部のリンパ腺腫脹、風邪のような症状	16～18日	発疹が消失するまで
水ぼうそう	発熱とともに水疱のある発疹	14～16日	すべての発疹がかさぶたになるまで
おたふくかぜ （流行耳下腺炎）	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹・発熱	16～18日	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
インフルエンザ	発熱・頭痛・咽頭痛・関節痛・胃腸症状	1～4日 （平均2日）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
百日咳	熱がなく、痙攣性の咳が続く。連続性・発作性の咳が長期に続く	7～10日	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
新型コロナウイルス感染症	発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常などがある	約5日	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後、1日を経過するまで無症状の場合は、検体採取日を0日目として5日を経過すること
アデノウイルス感染症 ※アデノウイルスには多くの種類があり、種類によって病名が異なる	【咽頭結膜炎（プール熱）】 発熱・咽頭痛・結膜炎の症状が一緒に出現 【流行性結膜炎（はやり目）】 涙目・めやに・異物感・結膜の充血や角膜が濁る	2～14日 2～14日	発熱、充血などの主な症状が消失した後と2日経過するまで 結膜炎の症状が消失するまで
結核	慢性的な発熱（微熱）、関、疲れやすさ、食欲不振、顔色の悪さなど	3か月～	医師より感染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症	軽度の下痢・腹痛・嘔吐・発熱・血便	10時間～6日	医師より感染のおそれがないと認められるまで
急性出血性結膜炎	涙目・めやに・異物感・結膜の充血や角膜が濁る	平均24時間 2～3日	医師より感染のおそれがないと認められるまで
侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	初期症状は風邪に似ている。発熱・頭痛・意識障害・嘔吐・けいれんなど	4日以内	医師において感染のおそれがないと認められるまで
RSウイルス感染症	呼吸器感染症（発熱、鼻汁、咳）	4～6日	呼吸器症状が消失し、全身状態が良くなるまで
帯状疱疹 （水泡帯状ヘルペス）	小水疱が神経の走行に沿った形で、身体の片側に発症することがある	不定	すべての発疹がかさぶたになるまで
◎下記は、医師の診察を受け指示に従い、保育施設での集団生活に適應できる状態に回復してから登園する感染症			
マイコプラズマ肺炎	発熱・頑固な咳が続く	2～3週間	発熱や激しい咳が消えるまで

ウイルス性（感染性） 胃腸炎	【ノロウイルス・ロタウイルス】 嘔吐・下痢・発熱	なし	嘔吐・下痢の症状が治まり、普通の食事ができるようになるまで
溶連菌感染症	扁桃炎の場合、発熱やのどの痛み、腫れ、化膿、リンパ節炎が生じる	2～5日 (とびひは2～10日)	抗菌薬の内服後 24～48 時間が経過するまで
手足口病	手、足、口に発疹または水疱ができる	3～6日	発熱や口内炎の水疱・潰瘍の影響がなく、普通の食事がとれるようになるまで
伝染性紅斑（りんご病）	両頬に開いた蝶形の紅斑、手足に網状の発疹	4～14日	全身状態が安定するまで
ヘルパンギーナ	発熱・咽頭痛・腹痛・食欲不振	3～6日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普通の食事がとれるようになるまで
突発性発しん	3日間程度の高熱の後、解熱すると共に紅斑が出現し、数日で消える	9～10日	解熱し、機嫌がよく全身状態が良好になるまで
ヒトメタニューモ ウイルス感染症	咳、喘鳴。ぜんそく発作の悪化などに関与する。急性気管支炎や肺炎となり、免疫低下状態では重症化することがある	3～5日	咳などが安定した後、全身状態が良好になるまで

※学校保健安全法の取り扱いに準じています

SIDS（乳幼児突然死症候群）

今まで元気だった赤ちゃんが、ある日突然死んでしまう。SIDS（乳幼児突然死症候群）は原因不明の病気で、「赤ちゃんのぼっくり病」と言われています。この病気は世界中にみられ、日本でも多くの赤ちゃんが命を落としています。

●SIDSの特徴

- ① ほとんどが昼夜を問わず睡眠中に起こっています。
- ② 声を上げたり、もがき苦しんだりすることなく、スーッと亡くなってしまいます。

●SIDSについて現在わかっていること

- ① 生後2ヶ月の赤ちゃん（4～6ヶ月がピーク）から、2歳ごろまで発症する可能性があります。
- ② 日本ではSIDSで亡くなる赤ちゃんは「2,000人に1人（年間約600人～700人）」と言われています。また、生後4ヶ月の死亡原因の59%がSIDSとされています。
- ③ SIDSの原因、遺伝するかどうかなどはわかっていません。

●気をつけるべきこと

- ① 赤ちゃんはできるかぎり「うつぶせ寝」をやめ、「仰向け」か「横向き」に寝かせる。
- ② 暖めすぎない。（布団を掛けすぎない。布団を頭からすっぽり掛けない。）
- ③ 妊娠中、並びに少なくとも生後1歳になるまでは、赤ちゃんの周りで喫煙しない。
- ④ できるかぎり母乳で育てる。

この病気はいつどこで発症するのかわかっていません。お子さまをお預かりしている保育内で起こるかもしれません。当園では、SIDSだけでなく窒息などの原因にもなりかねませんので、「うつぶせ寝」ではなく、「仰向け寝」か「横向き寝」とします。また、健康チェックをこまめに行い、体調には十分注意して保育します。特に2歳までは細心の注意が必要です。お子さまの体調がすぐれないときは、決して無理をさせません。

予防接種と対象年齢

予防接種名		接種対象年齢	標準的な接種期間	接種回数や受ける間隔など
ヒブ	初回接種	生後2か月～ 5歳未満	生後2か月～ 7か月未満	27日以上の間隔を置いて3回接種 初回接種（3回目）終了後、7か月以上 （標準的には7か月～13か月）の間隔をおいて1回接種
	追加接種			
小児用 肺炎球菌	初回接種	生後2か月～ 5歳未満	生後2か月～ 7か月未満	27日以上の間隔を置いて3回接種 初回接種（3回目）終了後、60日以上の間隔をおいて 1歳以降（標準的には12か月～15か月）に1回接種
	追加接種			
B型肝炎		生後1歳未満	生後2か月～ 9か月未満	27日以上の間隔をおいて2回接種し、1回目の接種 から139日以上の間隔をおいて3回目を接種
BCG		生後1歳未満	生後5か月～ 8か月未満	1回接種
四種混合 DPT-IPV	初回接種	生後3か月～ 90か月未満	生後3か月～ 12か月未満	20日以上の間隔を置いて3回接種 初回接種（3回目）終了後、6か月以上の間隔をおいて （標準的には12か月～18か月）の間隔をおいて1回接種
	追加接種			
二種混合 DT		11歳～ 13歳未満	小学校6年生	1回接種
MR 麻疹 風疹	1期	生後12か月～ 24か月未満	生後12か月～ 15か月未満	1回接種
	2期	小学校就学未満 （年長児クラスに該当する人）		1回接種
水痘		生後12か月～ 36か月未満	生後12か月～ 15か月未満	3か月以上の間隔をおいて2回接種 1回目接種終了後 6～12か月
日本脳炎	1期	3歳～ 7歳6か月未満 （注1）	3歳	6日以上の間隔をおいて2回接種
			4歳	初回接種終了後、6か月の間隔をおいて1回接種
	2期	9～13歳未満	小学校4年生	1回接種

（注1）標準的には3歳から接種しますが、生後6か月から受けられます。

●予防接種対象年齢「〇歳未満」の考え方はお誕生日の前日までとなります。

与薬依頼書について

保護者各位

晴美台ナーサリー

1. 与薬については、原則与薬は行いません。主治医の診察を受けるときには、お子様が現在〇〇時から〇〇時まで保育園に在園していること、及びナーサリーでは原則として薬の使用が出来ない旨をお伝えのうえ、なるべく朝・夕の2回の与薬で済むよう、主治医とご相談ください。昼の与薬が必要な場合はその旨が記載された処方箋をご提出ください。
2. お子様への与薬は、安全確保と事故防止のため、園指定の「与薬依頼書」に必要事項を記載していただき、薬（日付、名前を記入）、薬剤情報提供書を添付してナーサリーの職員に直接手渡ししていただきます。本来は保護者の方が登園して与薬いただくのが原則ですが、やむを得ない場合かつ保護者の方が登園できない場合には、保護者と園側で話し合いのうえ、担当者が保護者に代わって与薬いたします。
3. 薬はお子様を診察した医師が処方し調剤したもの、又はその医師の処方によって薬局で調剤したものに限り、保護者の個人的な判断で持参した薬や市販薬は与薬できません。
4. 座薬の使用は原則として行いません。熱性けいれん等、やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を添付してください。（初めて使用する座薬については対応できません。）尚、使用に当たっては、その都度保護者の方にご連絡しますので、ご承知ください。
5. 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら・・・」「発作が起こったら・・・」というように症状を判断して与薬しなければならない場合、園ではその判断ができません。その都度保護者の方にご連絡することになりますのでご承知ください。
6. 慢性の病気（気管支炎・てんかん・アトピー性皮膚炎・糖尿病などのように、経過が長引くような病気）の日常における与薬や処置については、保育所保育指針によって、子どもの主治医又は囑託医の指示に従うとともに、相互の連帯が必要となります。
7. 家庭から持参する薬について
 - （1）医師が処方した薬には必ず「与薬依頼書（園指定）」及び「薬剤情報提供書」を添付してください。一つでもない場合は、与薬をすることはできません。
 - （2）薬は必ず園の職員に直接手渡ししてください。
 - （3）薬は一回ずつに分けてご用意ください。水薬も一回分ずつ容器に入れてください。
 - （4）袋や容器には必ず園児名と与薬の時間を記入してください。

MEMO.

MEMO.

MEMO.